

[参考資料]

参考資料1 ワーク・ライフ・バランスの推進に関するアンケート調査の概要

1 調査票の種類

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進に関するアンケート調査[事業所調査票]
- ② ワーク・ライフ・バランスの推進に関するアンケート調査[就業者調査票]

2 調査対象者等

- ① 事業所：5,000 事業所（回収数 1,859 事業所、到達数 4,950 事業所、回収率 37.5%）
総務省統計局が管理する事業所母集団データベースを抽出名簿とした所在地の地域別（東京都特別区及び政令市とそれ以外の地域の2区分）及び企業規模別（従業員数による6区分）に12区分し、調査対象数を既存統計に基づく割合で案分した数を無作為抽出
ただし、同データベースにおいて従業員数が10人以上とされていた事業所で、今回の調査時点で従業員数が10人未満に減少した事業所の回答も併せて集計

- ② 就業者：－（回収数 12,000）

就業者アンケートの調査対象は、インターネット調査を実施している民間事業者に登録されたモニターのうち就業者に該当する者を、i) 男女別、ii) 住所地の地域別（東京都特別区及び政令市とそれ以外の地域）、iii) 就業形態別（正規従業員と非正規従業員）iv) 勤務先の企業規模別（中小事業所又は個人事業主と大企業所又は官公庁）及びv) 6歳未満の子どもの有無別に32区分し、調査対象数を既存統計に基づく割合で案分した数を無作為抽出

3 調査方法

- ① 事業所 総務省から報告者に調査票を郵送により配布し郵送で回収
- ② 就業者 調査票を報告者に民間事業者を通じてオンラインで配布しオンラインで回収

4 実施時期

- ① 平成24年7月2日～20日
- ② 平成24年7月11日～20日



政府統計



総務省

企業名：
事業所名：

この調査票は、統計以外の目的に
使用されることはありませんの
で、ありのままに記入願います

ワーク・ライフ・バランスの推進に関するアンケート調査 〔事業所調査票〕

◆ 記入上の注意

- 1 本調査票は、貴事業所の状況について、総務部門を担当している方が、記入してください。
- 2 回答欄に当たっては、別紙「記入の仕方」をご参照ください。
- 3 回答欄にあらかじめ記号が印刷してある問は、該当する記号を○で囲んでください。
- 4 特に記載のない問については、平成24年3月1日現在の状況を記入してください。
- 5 ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」をいいます。

I 基本事項

1 貴事業所の類型	ア 単独事業所 イ 本社等 ウ 支所等
2 貴企業全体の従業員数	_____人
うち、貴事業所に所属する従業員数	正規の従業員数 男性：_____人、 女性：_____人
	うち管理職員数 男性：_____人、 女性：_____人
	非正規の従業員数 男性：_____人、 女性：_____人
3 業種	ア 卸売業 イ 小売業 ウ サービス業 エ 製造業・その他の業種
4 資本金等の額	_____万円 （千の位を四捨五入してください。）
5 前々期と比較した前期の決算	ア 増収増益 イ 増収減益 ウ 減収増益 エ 減収減益
6 労働組合の組織率	_____%

II 質問事項

1 労働時間の縮減や年次有給休暇取得の促進について

国は、企業における労働時間等の課題について労使が話し合う機会の増加、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の縮減、年次有給休暇取得率の向上に向けた取組を推進しています。

また、企業は、労使で長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善のための労働の見直しや要員確保に取り組むこととされています。これに関連して、貴事業所における取組状況等についてお尋ねします。

≪問1から問5までは、全ての事業所にお尋ねします。≫

問1 貴事業所では、従業員の労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進を図るため、労使で話し合う機会を設けていますか。

ア 設けている イ 設けていない ⇨ 問2へ進んでください。

問1-1 平成23年度に、貴事業所において従業員の労働時間の縮減や有給休暇の取得促進を図るための労使の話し合いは何回行われましたか。

_____回

問2 貴事業所では、時間外労働の削減のための取組を行っていますか。

ア 行っている イ 行っていない ⇨ 問3へ進んでください。

問2-1 貴事業所における時間外労働の削減のための取組はどのようなものですか。（複数回答可）

- ア ノー残業デーやノー残業ウィークを設置
イ 時間外労働における割増賃金率を法令で定められた以上の率に設定
ウ 残業を事前に承認する制度の導入
エ 従業員間の労働時間の平準化を実施
オ その他

問3 貴事業所では、年次有給休暇の取得促進のための取組を行っていますか。

ア 行っている イ 行っていない ⇨ 問4へ進んでください。

問3-1 貴事業所における年次有給休暇の取得促進のための取組はどのようなものですか。(複数回答可)

- ア 年次有給休暇の計画的付与制度の導入
- イ 年次有給休暇取得率の目標の設定
- ウ 週休日と年次有給休暇とを組み合わせた2週間程度の長期休暇の取得促進
- エ 労使の話し合いの機会において年次有給休暇取得状況を確認する制度の導入
- オ 年次有給休暇の時間単位付与制度の導入
- カ その他

問4 貴事業所の従業員1人当たりの平成24年3月(1か月間)の平均所定外労働時間数は何時間ですか。(小数点第1位まで記入)

. 時間

問5 貴事業所の従業員に対して平成23年度に付与した年次有給休暇の総日数は何日ですか。

日

問6 貴事業所の従業員が平成23年度に取得(消化)した年次有給休暇の総日数は何日ですか。(小数点第1位まで記入)

. 日

《問7から問7-2までは、中小企業の単独事業所及び中小企業の本社等にお尋ねします》

問7 厚生労働省は、企業における時間外労働の削減や年次有給休暇の取得を促進するため、これらの改善に取り組む中小企業のための助成金制度(職場意識改善助成金制度)を創設していますが、この助成金制度を知っていますか。

ア 知っている イ 知らない ⇨ 問8へ進んでください。

問7-1 貴事業所では、職場意識改善助成金制度を活用したことがありますか。

- ア 活用したことがある ⇨ 問8へ進んでください。
- イ 活用したことはない ⇨ 問7-2へ進んでください。
- ウ 分からない ⇨ 問8へ進んでください。

問7-2 職場意識改善助成金を活用したことがない理由として最も該当するのは何ですか。

- ア 提出書類が多いなど申請手の負担が大きい
- イ 日常業務に追われており手続を行える者がいない
- ウ どこに相談や問い合わせをしていいのか分からない
- エ 申請しても助成金を受給できるかどうか分からない
- オ その他

2 メンタルヘルスケアについて

国は、メンタルヘルスケア(従業員の心の健康を保持増進するための措置)として、メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合を増加させるための取組を推進しています。これに関連して、貴事業所における取組状況等についてお尋ねします。

《問8から問14までは、全ての事業所にお尋ねします。》

問8 貴事業所では、従業員に対するメンタルヘルスケアに取り組んでいますか。

ア 取り組んでいる イ 取り組んでいない ⇨ 問9へ進んでください。

問8-1 貴事業所で取り組んでいるメンタルヘルスケアはどのようなものですか。(複数回答可)

- ア メンタルヘルスケアについて、安全衛生委員会等での調査審議
- イ メンタルヘルスケアに関する計画の策定と実施
- ウ メンタルヘルスケアの実務を行う担当者の選任
- エ 従業員への教育研修・情報提供
- オ 管理監督者への教育研修・情報提供
- カ 事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供
- キ 職場環境等の評価及び改善
- ク 社内のメンタルヘルスケア専用窓口の設置
- ケ 社外のメンタルヘルスケア専用窓口の設置
- コ 従業員のストレス状況などについて調査票を用いて調査
- サ 職場復帰における支援(職場復帰支援プログラムの策定を含む。)
- シ 地域産業保健センターを活用したメンタルヘルスケアの実施
- ス 都道府県産業保健推進センターを活用したメンタルヘルスケアの実施
- セ 外部の医療機関を活用したメンタルヘルスケアの実施
- ソ 上記「シ」「ス」「セ」以外の外部機関を活用したメンタルヘルスケアの実施
- タ その他

問10へ
進んで
ください。

(注)用語については、「記入の仕方」を参照してください。

問9 貴事業所でメンタルヘルスケアに取り組んでいない理由は何ですか。(複数回答可)

- ア 取組内容や方法が分からないため
- イ 取組に費用が掛かるため
- ウ 取組の必要性がない(必要性を感じていない)ため
- エ 取組のための専門スタッフがいらないため
- オ その他

問 10 貴事業所において、発症時期を問わず、メンタルヘルス不調を理由として、平成 23 年度中に連続して 1 か月以上休業した従業員はいますか。

ア いる ⇨ 問 10-1 へ進んでください。
イ いない } 問 11 へ進んでください。
ウ 分からない }

問 10-1 平成 23 年度中に連続して 1 か月以上休業した従業員は何人ですか。

人

問 10-2 平成 23 年度中に連続して 1 か月以上休業した従業員のうち、平成 23 年度中に職場復帰したのは何人ですか。

人

問 11 貴事業所において、発症時期を問わず、メンタルヘルス不調を理由として、平成 23 年度中に退職した従業員はいますか。

ア いる ⇨ 問 11-1 へ進んでください。
イ いない } 問 12 へ進んでください。
ウ 分からない }

問 11-1 平成 23 年度中に退職した従業員は何人ですか。

人

問 12 厚生労働省では、メンタルヘルスケアに取り組む企業を支援するため、メンタルヘルスケアに関する相談機関の設置や情報提供を行っています。
厚生労働省が実施している次の支援についてお尋ねします。

問 12-1 各都道府県に設置されているメンタルヘルス対策支援センターにおける支援事業を知っていますか。

ア 知っている ⇨ 問 12-2 へ進んでください。
イ 知らない ⇨ 問 12-2 へ進んでください。

問 12-1-1 貴事業所では、同センターの支援事業を利用したことがありますか。

ア はい イ いいえ

問 12-2 厚生労働省ホームページに設置されたポータルサイト「こころの耳」による情報提供を知っていますか。

ア 知っている イ 知らない ⇨ 問 12-3 へ進んでください。

問 12-2-1 貴事業所では、同ポータルサイトを利用したことがありますか。

ア はい イ いいえ

問 12-3 各都道府県に設置された地域産業保健センターにおけるメンタルヘルスの支援事業を知っていますか。

ア 知っている イ 知らない

3 短時間正社員制度について

国は、多様な働き方を推進するため、企業における短時間正社員制度の導入促進のための取組を行っています。これに関連して、貴事業所における取組状況等についてお尋ねします。

問 13 貴事業所では、短時間正社員制度を導入していますか。

ア 導入している イ 導入していない ⇨ 問 14 へ進んでください。

問 13-1 貴事業所で、平成 24 年 3 月 1 日現在、短時間正社員制度を利用している従業員はいますか。

ア いる イ いない ⇨ 問 13-4 へ進んでください。

問 13-2 貴事業所で、平成 24 年 3 月 1 日現在、短時間正社員制度を利用している従業員は何人ですか。

人

問 13-3 平成 24 年 3 月 1 日現在、短時間正社員制度を利用している従業員の、制度利用前の就業形態はどのようなものでしたか。就業形態別に人数を記載してください。

(注) アからエの合計が問 13-2 の回答と一致します。

ア フルタイムの正規従業員	<input type="text"/>	人
イ 非正規従業員	<input type="text"/>	人
ウ 定年延長したフルタイムの正規従業員	<input type="text"/>	人
エ 短時間正社員として新規採用	<input type="text"/>	人
オ その他	<input type="text"/>	人

問 13-4 貴事業所において、フルタイムの正規従業員が短時間正社員制度を利用できる要件はどのようなものですか。(複数回答可)

<p>ア 育児（3歳未満の子の養育）をする場合 イ 育児（3歳以上の子の養育）をする場合 ウ 介護をする場合 エ 自己啓発、地域活動をする場合 オ 病気治療等の場合 カ その他</p>

問 14 厚生労働省は、企業における短時間正社員制度の導入を促進するため、企業を対象とした各種支援を実施しています。厚生労働省が行っている次の支援についてお尋ねします。

≪問 14-1 及び問 14-1-1 は、単独事業所及び本社等にお尋ねします。≫

問 14-1 企業における短時間正社員制度の導入を推進するための奨励金である「均衡待遇・正社員化推進奨励金（短時間正社員制度）」又は「短時間労働者均衡待遇推進等助成金（短時間正社員制度導入促進等助成金）」を知っていますか。

ア 知っている イ 知らない ⇨ 問 14-2 へ進んでください。



問 14-1-1 貴事業所では、「均等待遇・正社員化推進奨励金（短時間正社員制度）」又は「短時間労働者均衡待遇推進等助成金（短時間正社員制度導入促進等助成金）」を受給したことがありますか。

ア はい イ いいえ

≪問 14-2 から問 18 までは、全ての事業所にお尋ねします。≫

問 14-2 企業における短時間正社員制度の導入を推進するためのインターネットサイトである「短時間正社員制度導入支援ナビ」を知っていますか。

ア 知っている イ 知らない ⇨ 問 14-3 へ進んでください。



問 14-2-1 貴事業所では、同インターネットサイトを利用したことがありますか。

ア はい イ いいえ

問 14-3 企業における短時間正社員制度の導入を推進するためのマニュアルである「短時間正社員制度導入マニュアル」を知っていますか。

ア 知っている イ 知らない ⇨ 問 15 へ進んでください。



問 14-3-1 貴事業所では、同マニュアルを利用したことがありますか。

ア はい イ いいえ

4 女性の継続就業について

国は、第 1 子出産前後の女性の継続就業率の向上に向けて、次世代育成支援対策推進法や育児・介護休業法を制定し、仕事と育児のための両立支援制度の整備を実施しています。これに関連して、貴事業所における取組状況等についてお尋ねします。

問 15 貴事業所において、平成 23 年度に出産し、平成 24 年 3 月 31 日現在も勤務を継続している女性従業員（産後休暇中、育児休業中で復職予定の方も含む。）はいいますか。

ア いる イ いない ⇨ 問 16 へ進んでください。



問 15-1 平成 23 年度に出産して平成 24 年 3 月 31 日現在も勤務を継続している女性従業員（産後休暇中、育児休業中で復職予定の方も含む。）は何人ですか。

人

問 16 貴事業所において、平成 23 年度に妊娠・出産を理由に退職した女性従業員はいいますか。

ア いる イ いない ⇨ 問 17 へ進んでください。



問 16-1 平成 23 年度に妊娠・出産を理由に退職した女性従業員は何人ですか。

人

問 17 貴事業所では、就業規則等において、育児休業の取得に関する規定はありますか。

ア はい イ いいえ ⇨ 問 17-2 へ進んでください。

問 17-1 就業規則等において、育児休業は、何歳（どの時期）までの子どもを養育する従業員を対象としていますか。

- ア 出生した日から「1歳未満」まで
- イ 出生した日から「1歳以上1歳6か月未満」まで（育児・介護休業法第5条第3項及び同法施行規則第4条の2に基づき一定の要件を満たす場合に限り、当該期間を対象としているものを含む。）
- ウ 出生した日から「1歳6か月以上3歳未満」まで
- エ 出生した日から「3歳以上小学校就学前」まで
- オ 出生した日から「小学校就学後」まで
- カ その他

問 18 へ進んでください。

問 17-2 就業規則等において、育児休業の取得に関する規定がない理由は何ですか。

- ア 規定する必要があることを知らなかったため
- イ 規定する必要性がなかったため
- ウ その他

問 18 貴事業所では、育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度について、都道府県労働局からの支援（制度の周知や相談等）を受けたことがありますか。

ア はい イ いいえ

企業全体の従業員数が 101 人以上である事業所は、問 19 へ進んでください。
 企業全体の従業員数が 100 人以下である事業所は、問 23 へ進んでください。

＜問 19 から問 20 までは、企業全体の従業員数が 101 人以上の企業の単独事業所及び同企業の本社等にお尋ねします。＞

問 19 貴事業所では、次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画を策定していますか。

ア 策定している イ 策定していない ⇨ 問 19-2 へ進んでください。

問 19-1 策定した一般事業主行動計画について、従業員へ周知（事業所の見やすい場所への掲示、従業員への交付、電子メールによる送付等）していますか。

ア 周知している ⇨ 問 20 へ進んでください。
イ 周知していない

問 19-1-1 策定した一般事業主行動計画について、従業員へ周知していない理由は何ですか。

- ア 従業員への周知の必要があることは知っていたが、周知するまでに至っていなかったため
 - イ 従業員への周知が必要であることを知らなかったため
 - ウ その他
- 問 20 へ進んでください。

問 19-2 一般事業主行動計画を策定していない理由は何ですか。（複数回答可）

- ア 策定に向けた作業に手が回らないため
- イ 策定に必要な知識・ノウハウがないため
- ウ 策定が必要なことを知らなかったため
- エ その他

問 20 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等について、都道府県労働局からの支援（制度の周知や相談等）を受けたことがありますか。

ア はい イ いいえ

＜問 21 から問 22-2 までは、企業全体の従業員数が 101 人以上の企業の事業所にお尋ねします。＞

問 21 貴事業所では、就業規則等において、子育て期の従業員に対する所定外労働の免除に関する規定はありますか。

ア はい イ いいえ ⇨ 問 21-2 へ進んでください。

問 21-1 就業規則等において、子育て期の従業員に対する所定外労働時間の免除は、何歳（どの時期）までの子どもを養育する従業員を対象としていますか。

- ア 出生した日から「3歳未満」まで
 - イ 出生した日から「3歳以上小学校就学前」まで
 - ウ 出生した日から「小学校就学後」まで
 - エ その他
- 問 22 へ進んでください。

問 21-2 就業規則等において、子育て期の従業員に対する所定外労働時間の免除に関する規定がない理由は何ですか。

- ア 規定する必要があることを知らなかったため
- イ 規定する必要性がなかったため
- ウ その他

問 22 貴事業所では、就業規則等において、子育て期の従業員に対する所定労働時間の短縮措置（短時間勤務制度）に関する規定はありますか。

ア はい イ いいえ ⇨ 問 22-2 へ進んでください。



問 22-1 就業規則等において、子育て期の従業員に対する所定労働時間の短縮措置（短時間勤務制度）は、何歳（どの時期）までの子どもを養育する従業員を対象としていますか。

- ア 出生した日から「3歳未満」まで
- イ 出生した日から「3歳以上小学校就学前」まで
- ウ 出生した日から「小学校就学後」まで
- エ その他

これで質問は終わります。

問 22-2 就業規則等において、子育て期の従業員に対する所定労働時間の短縮措置（短時間勤務制度）について規定していない理由は何ですか。

- ア 規定する必要があることを知らなかったため
- イ 規定する必要性がなかったため
- ウ その他

これで質問は終わります。

「問 23 から問 23-2 までは、企業全体の従業員数が 100 人以下の企業の事業所にお尋ねします。」

問 23 貴事業所では、就業規則等において、子育て期の従業員に対する勤務時間短縮等の措置（短時間勤務制度、フレックスタイム制度、時差出勤の制度、所定外労働の免除制度、事業内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与又は育児休業に準ずる制度）に関する規定はありますか。

ア はい イ いいえ ⇨ 問 23-2 へ進んでください。



問 23-1 就業規則等において、子育て期の従業員に対する勤務時間短縮等の措置は、何歳（どの時期）までの子どもを養育する従業員を対象としていますか。

- ア 出生した日から「3歳未満」まで
- イ 出生した日から「3歳以上小学校就学前」まで
- ウ 出生した日から「小学校就学後」まで
- エ その他

これで質問は終わります。

問 23-2 就業規則等において、子育て期の従業員に対する勤務時間短縮等の措置について規定していない理由は何ですか。

- ア 規定する必要があることを知らなかったため
- イ 規定する必要性がなかったため
- ウ その他

御協力ありがとうございました。

お手数ですが、記入漏れがないかもう一度確認をいただいた上で、同封の返信用封筒（切手は不要です。）にこのアンケート調査票を入れて、平成 24 年〇月〇日（〇）までに投函願います。



政府統計



総務省

ワーク・ライフ・バランスの推進に関するアンケート調査 [就業者調査票]

※ 特に記載がない問については、平成 24 年 3 月 1 日現在の状況を記入してください。

I 基本事項

① あなたの職種	ア 管理的職業従事者 イ 専門的・技術的職業従事者 ウ 事務従事者 エ 販売従事者 オ サービス職業従事者 カ 保安職業従事者 キ 農林漁業従事者 ク 生産工程従事者 ケ 輸送・機械運転従事者 コ 建設・採掘従事者 サ 運搬・清掃・包装等従事者 シ その他
② 年収 (注) 平成 23 年に勤務先から得た給与総額を記入してください。	_____ 百万円 (十万の位で四捨五入して記入してください。50 万円未満の方は、0 と記入してください。)
③ 年齢	_____ 歳
④ 配偶者の有無	ア 有 イ 無
⑤ 最終学歴	ア 中学校 イ 高校 ウ 専修学校 エ 短大・高専 オ 大学 カ 大学院

200

II 質問項目

1 労働時間及び年次有給休暇について

国は、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、週労働時間が 60 時間以上の労働者の削減や年次有給休暇の取得向上に取り組んでいます。これに関連して、あなたの労働時間等の状況についてお伺いします。

問 1 あなたが、平成 24 年 3 月 (1 か月間) に、実際に仕事をした時間 (残業時間を含む。) は何時間でしたか。

(注) 時間の端数は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨ててください。

(参考) 平成 24 年 3 月の勤務時間 (祝日を除く月曜日から金曜日に 1 日 8 時間勤務した場合) は 168 時間になります。

時間

問 2 平成 23 年 4 月から 24 年 3 月までの間、あなたは、所定外労働 (残業) をどの程度行いましたか。

ア ほぼ毎日行った	} 問 2-1 へ進んでください。
イ 時々行った	
ウ ほとんど行わなかった	⇨ 問 3 へ進んでください。

問 2-1 あなたが、残業を行う理由は何ですか。最も該当するものに○を記入してください。

ア 業務量が多いため
イ 業務の繁閑の差が激しいため
ウ 仕事の性質上、所定外でなければならない仕事があるため
エ 早く帰りにくい (職場の雰囲気)
オ 残業をすることが仕事の評価につながるため
カ 残業手当を増やしたいため
キ 仕事が楽しいため

問3 あなたは、現在の労働時間（残業を含む。）について、不満やストレスを感じていますか。

- ア 非常に感じている
- イ やや感じている
- ウ あまり感じていない
- エ まったく感じていない

問4 平成23年4月から24年3月までの間に新たに付与された年次有給休暇は何日ですか。

(注) 前年からの繰り越し分は含めないでください。

日

問5 あなたが平成23年4月から24年3月までに取得した年次有給休暇は何日でしたか。

(注) 半日単位又は時間単位年休で取得（消化）した分は、足し上げて日数に換算し、四捨五入して記入してください。

日

問6 あなたは、現在の年次有給休暇の取得状況についてどのようにお考えですか。

- ア 希望どおりに取得している ⇨ 問7へ進んでください。
- イ 希望どおり取得できていない



問6-1 あなたが、年次有給休暇を希望どおり取得できない理由は何ですか。最も該当するものに○を記入してください。

- ア 業務量が多く休めないため
- イ 周囲の人に迷惑がかかるため
- ウ 他の人では、自分の仕事が分からないため
- エ 病気等のために残しておきたいため
- オ 取得しにくい（職場の雰囲気など）
- カ 上司からの評価が心配であるため

2 短時間正社員制度について

国は、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業等に対して短時間正社員制度の導入を奨励・支援しています。これに関連して、あなたの勤務先における短時間正社員制度の導入状況や利用状況についてお伺いします。

(注) 「短時間正社員」とは、フルタイム正社員と比べて、所定労働時間が短い又は所定労働日数が少ない正規の従業員であって、期間の定めのない労働契約を締結し、時間当たりの基本給、賞与・退職金等の算定が同一事業所に雇用される正規従業員と同等である者をいい、このような働き方を制度化することを「短時間正社員制度」といいます。

問7 あなたの勤務先では、短時間正社員制度を導入していますか。

- ア 導入している ⇨ 問7-1へ進んでください。
 - イ 導入していない
 - ウ 分からない
- イ、ウは問7-5へ進んでください。

問7-1 あなたは、現在、短時間正社員制度を利用していますか。

- ア 利用している
- イ 利用していない ⇨ 問7-4へ進んでください。



問7-2 あなたが、短時間正社員になった経緯はどのようなものですか。

- ア フルタイムの正規従業員から短時間正社員になった
- イ 非正規従業員から短時間正社員になった
- ウ フルタイムの正規従業員から定年延長して短時間正社員になった
- エ 短時間正社員として採用された
- オ その他

問7-3 あなたが、短時間正社員になった理由は何ですか。（複数回答可）

- ア 育児（3歳未満の子の養育）のため
- イ 育児（3歳以上の子の養育）のため
- ウ 介護のため
- エ 自己啓発、地域活動のため
- オ 病気治療等のため
- カ 勤務先の事情（勤務先から勧められた、短時間正社員としてのみ採用枠があった等）
- キ その他

問8へ進んでください。

問7-4 あなたが短時間正社員制度を利用しない理由は何ですか。

- ア 利用する必要性がないため ⇨ 問8へ進んでください。
 イ 利用する必要性はあるが、勤務先が定める制度利用の要件に該当しないため
 ウ 利用する必要性があり、勤務先が定める制度利用の要件にも該当しているが、仕事の進め方や処遇面などに不安があるため
 エ その他 ⇨ 問8へ進んでください。
- 問7-6へ進んでください。

問7-5 もし、あなたの勤務先が、短時間正社員制度を導入し、あなたがその要件に該当したら、今すぐ短時間正社員制度を利用したい(短時間正社員になりたい)ですか。

- ア 利用したい イ 利用する必要がない ⇨ 問8へ進んでください。

問7-6 あなたが、短時間正社員制度を利用したい(短時間正社員になりたい)理由は何ですか。(複数回答可)

- ア 育児(3歳未満の子の養育)のため
 イ 育児(3歳以上の子の養育)のため
 ウ 介護のため
 エ 自己啓発、地域活動のため
 オ 病気治療等のため
 カ その他

問8 国(厚生労働省)では、企業における「短時間正社員制度」の導入支援を行うため、短時間正社員制度の概要や取組事例、導入手順等についての情報提供を行う支援サイト「短時間正社員制度導入支援ナビ」を開設しています。

あなたは、この「短時間正社員制度導入支援ナビ」を知っていますか。

- ア 知っている イ 知らない ⇨ 問9へ進んでください。

問8-1 あなたは、短時間正社員制度導入支援ナビを閲覧したことがありますか。

- ア 閲覧したことがある イ 閲覧したことはない ⇨ 問9へ進んでください。

問8-2 短時間正社員制度導入支援ナビは、役に立ちましたか。

- ア とても役に立った
 イ 役に立った
 ウ あまり役に立たなかった
 エ 全く役に立たなかった

4 自己啓発について

国は、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、自己啓発を行っている労働者の割合を増加させる取組を進めています。これに関連して、あなたの自己啓発の実施状況等についてお伺いします。

(注) 自己啓発とは、職業生活を継続するため、職業に関する能力を自発的に開発・向上させるための活動をいいます。なお、職業に関係のない趣味、娯楽、健康増進のためのスポーツ等は含まれません。

問9 あなたは、現在、自己啓発を行っていますか。

- ア 行っている ⇨ 問10へ進んでください。
 イ 行っていない

問9-1 あなたが、自己啓発を行っていない理由は何ですか。(複数回答可)

- ア 仕事が忙しく時間的余裕がないため
 イ 家事・育児が忙しく時間的余裕がないため
 ウ 費用が掛かるため
 エ 自分の目指すキャリアに見合った自己啓発の方法が分からないため
 オ 適切な教育訓練機関が見つからないため
 カ 勤務先からの支援(授業料の補助、休暇制度等)がないため
 キ その他

問9-2 あなたは、今後、自己啓発を行いたいですか。

- ア 行いたい イ 行いたくない

問10 あなたの勤務先には、自己啓発のため有料講座を受講した場合の受講料の補助制度はありますか。

- ア ある ⇨ 問10-1へ進んでください。
 イ ない
 ウ わからない } 問11へ進んでください。

問 10-1 あなたは、勤務先の受講料の補助制度を利用していますか。

- ア 利用している
イ 利用していない

問 11 あなたの勤務先には、自己啓発のための休暇制度はありますか。

- ア ある ⇨ 問 11-1 へ進んでください。
イ ない
ウ わからない } 問 12 へ進んでください。

問 11-1 あなたは、勤務先の自己啓発のための休暇制度を利用していますか。

- ア 利用している
イ 利用していない

問 12 あなたは、キャリア・コンサルティングを受けたことがありますか。

(注) 「キャリア・コンサルティング」とは、専門的な知識・経験を有するコンサルタントが行う職業相談その他の支援であり、個人の職業生活設計や職業選択、職業訓練等の職業能力開発の支援を行うことをいいます。

- ア ある イ ない ウ わからない

問 13 あなたは、教育訓練給付金を受給したことはありますか。

(注) 「教育訓練給付金」とは、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した方が、公共職業安定所（ハローワーク）に申請をした場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワークから支給されるものです。

- ア ある イ ない

5 転職、就労について

あなたの就業状況等についてお伺いします。

≪問 14 は、現在の就業形態が「非正規の従業員（パート・アルバイト）」又は「非正規の従業員（派遣社員、契約社員・嘱託、その他）」の方にお伺いします。≫

問 14 あなたが「非正規の従業員（パート・アルバイト）」又は「非正規の従業員（派遣社員、契約社員・嘱託、その他）」となった理由は何ですか。

- ア 正規の従業員を希望したが、採用されなかったため
イ 希望する条件（業種・職種、待遇等）で正規の従業員の求人がなかったため
ウ 技術や資格等を習得するまでの一時的な就業であるため
エ 色々な仕事を経験し、自分に合う仕事を見つけるため
オ やりたいことのための自由な時間を確保するため
カ 正規従業員の方が責任が大きいと思うため
キ 仕事と家庭を両立させるため
ク その他

≪問 15 から問 15-3 は、全ての人に伺います。≫

問 15 あなたは、過去5年間に離職、転職、就職したことがありますか。

- ア ある ⇨ 問 15-1 へ進んでください。
イ ない ⇨ 問 16 へ進んでください。

問 15-1 あなたが現在の仕事に就く前の就業形態はどのようなものでしたか。

- ア 正規の従業員
イ 非正規の従業員（パート・アルバイト）
ウ 非正規の従業員（派遣社員、契約社員、嘱託、その他）
エ 自営業主、家族従業者、内職
オ 学生
カ 就業していない

問 15-2 あなたは、現在の仕事に就職するに当たって公共職業安定所（ハローワーク）を利用しましたか。

- ア 利用した イ 利用していない ⇨ 問 16 へ進んでください。



問 15-3 あなたは、公共職業安定所（ハローワーク）で、どのようなサービスを利用しましたか。（複数回答可）

- ア 求人の紹介
 イ 就職に関する相談（求人の紹介以外）
 ウ 就職等に関するセミナー等の受講
 エ 国や地方公共団体等が行う職業訓練の受講の紹介・斡旋
 オ 失業給付金等の受給
 カ その他

《問 16 から問 22-2 までは、男性で配偶者があり、6 歳未満の子どもがいる方にお伺いします》

6 6 歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間等について

国は、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、6 歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間を増やすための取組を行っています。これに関連して、あなたの育児・家事関連時間等についてお伺いします。

問 16 あなたの子どもは何歳ですか。全ての子どもの年齢に該当する選択肢に○を付けてください。（複数回答可）

- ア 0 歳 イ 1 歳 ウ 2 歳 エ 3 歳 オ 4 歳 カ 5 歳
 キ 6 歳以上

問 17 あなたは、妻と子ども以外に同居している人はいますか。

- ア いる イ いない ⇨ 問 18 へ進んでください。

問 17-1 あなたが、妻と子ども以外で同居している人に○を付けてください。（複数回答可）

- ア 父親 イ 母親 ウ 妻の父親 エ 妻の母親 オ その他

問 18 あなたの妻の就業形態はどのようなものですか。

- ア 正規の従業員
 イ 非正規の従業員
 ウ 自営業主、家族従業者、内職
 エ 就業していない

問 19 平成 24 年 3 月のあなたが就業している日に、あなたが家事、介護、育児及び買い物に使った時間は 1 日当たりどのくらいでしたか。

時間 分

問 20 あなたは、家庭や育児・家事のあり方に関してどのようにお考えですか。該当するものに○を記入してください。

区分	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
ア 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだと思う				
イ 家事や育児よりも自分の趣味や娯楽を優先したい				
ウ 家事や育児よりも仕事を優先したい				

問 21 あなたの職場の状況について、該当するものに○を記入してください。

区分	当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	当てはまらない
ア 今の職場は、年次有給休暇を取りやすい雰囲気がある				
イ 今の職場は、プライベートより仕事を優先させるのが当然という雰囲気がある				
ウ 今の職場は、自分が子育て中であることについて理解がある				
エ 今の職場では、自分が仕事を休んだ場合でも他の人が対応できる				
オ 自分では解決できない理由によって、残業しなくてはならないことがある				
カ 育児休業や子の看護休暇を取得したり、育児を理由に有給休暇を取得すると、自分の仕事への評価が下がるおそれがある				

問 22 国（厚生労働省）は、平成 22 年 6 月、改正育児・介護休業法の施行に合わせて、育児を積極的にする男性（「イクメン」）を応援する「イクメンプロジェクト」を開始しています。

「イクメン」とは、子育てを積極的に楽しみ、自分自身も成長する男性を指しますが、あなたは知っていますか。

- | | | |
|----------------------|---|------------------|
| ア ことばも意味も知っている | ⇒ | 問 22-1 へ進んでください。 |
| イ ことばは知っているが、意味は知らない | } | これで質問は終わりです。 |
| ウ ことばは知らない | | |

問 22-1 あなたは、「イクメン」というあり方について、どう思いますか。

- | | | | |
|------------|---|-----------------|--------------|
| ア とても共感する | } | 問 22-2 へ進んでください | |
| イ 共感する | | | |
| ウ あまり共感しない | | } | これで質問は終わりです。 |
| エ 全く共感しない | | | |

問 22-2 「イクメン」を知ったことにより、あなたの育児・家事関連時間に変化はありましたか。

- | | | |
|-------|-------|---------|
| ア 増えた | イ 減った | ウ 変わらない |
|-------|-------|---------|

ご協力ありがとうございました。

参考資料4 ワーク・ライフ・バランスの推進に関するアンケート調査結果 統計表

○ 統計表の利用上の注意

- ・ 小数点以下第1位まで（第2位を四捨五入）示した。
- ・ 構成比の総数に当たる事項については、該当数を示した。
- ・ 「0.0」は、回答数が0件の場合の構成比を示す。
- ・ 複数回答の場合、必ずしも合計が100.0%にならない。
- ・ 各表の内数に関しては、未回答者がいる場合があるため、必ずしも合計が100.0%にならない。
- ・ 地域別、企業規模別等に区分しているものに関しては、区分する情報について未回答者がいる場合があるため、各区分の合計は必ずしも一致しない。

○ 事業所アンケート調査統計表

第1表 労働時間等の課題について、労使が話し合いを行う機会の設定状況等

	事業所数	設けている	実施回数				設けていない
			0回	1回	2回	3回以上	
【地域別】							
① 東京都特別区及び政令市	958 100.0	21.7	1.4	28.4	27.9	36.1	78.3
② 上記①以外	636 100.0	20.4	2.3	28.5	27.7	38.5	79.6
【企業規模別】							
① 従業員数 29 人以下	994 100.0	16.3	2.5	31.5	31.5	28.4	83.7
② 従業員数 30 人～99 人	528 100.0	24.8	1.5	33.6	32.1	29.0	75.2
③ 従業員数 100 人以上	254 100.0	35.0	2.2	13.5	23.6	51.7	65.0

第2表 時間外労働の削減のための取組の実施状況（複数回答）

事業所数	取組を行っている	時間外労働の削減のための取組					取組を行っていない
		ノー残業デーやノー残業ウィークを設置	時間外労働における割増賃金率を法令で定められた以上の率に設定	残業を事前に承認する制度の導入	従業員間の労働時間の平準化を実施	その他	
1,820 100.0	56.8	26.1	7.5	49.5	36.5	16.9	43.2

第3表 年次有給休暇の取得促進のための取組の実施状況（複数回答）

事業所数	取組を行っている	年次有給休暇の取得促進のための取組					取組を行っていない	
		年次有給休暇の計画的付与制度の導入	年次有給休暇取得率の目標の設定	週休日と年次有給休暇とを組み合わせた2週間程度の長期休暇の取得促進	労使間の話し合いの機会において年次有給休暇取得状況を確認する制度の導入	年次有給休暇の時間単位付与制度の導入		その他
1,805 100.0	31.2	42.9	13.5	6.9	9.2	25.9	26.6	68.8

第4表 従業員一人当たり1か月の平均所定外労働時間数

	事業所数	1 時間未満	1～10 時間未満	10～20 時間未満	20～30 時間未満	30～40 時間未満	40～50 時間未満	50～60 時間未満	60～70 時間未満	70～80 時間未満	80 時間以上
【地域別】											
① 東京都特別区及び政令市	923 100.0	16.0	31.5	14.8	11.8	6.3	4.4	0.9	0.5	0.8	12.9
② 上記①以外	608 100.0	18.6	31.7	14.6	12.0	3.9	2.8	0.7	1.3	0.2	14.1
【企業規模別】											
① 従業員数 29 人以下	954 100.0	21.0	32.0	13.2	10.4	3.7	4.0	0.8	0.6	0.5	13.8
② 従業員数 30 人～99 人	504 100.0	11.7	32.3	17.3	13.1	5.6	3.8	0.6	0.8	0.6	14.3
③ 従業員数 100 人以上	244 100.0	10.2	31.6	20.9	14.8	9.4	2.5	0.8	0.8	0.8	8.2

第5表 従業員の年次有給休暇取得率

	事業所数	0～20%未満	20～40%未満	40～60%未満	60～80%未満	80～100%未満	100%以上(注)
【地域別】							
① 東京都特別区及び政令市	812 100.0	22.5	20.1	22.0	15.0	7.5	12.8
② 上記①以外	519 100.0	27.7	23.7	20.4	11.9	5.8	10.4
【企業規模別】							
① 従業員数29人以下	769 100.0	24.6	21.1	19.1	11.2	7.7	16.4
② 従業員数30人～99人	467 100.0	26.3	22.5	20.8	16.7	6.4	7.3
③ 従業員数100人以上	237 100.0	23.6	22.4	27.8	13.5	5.5	7.2

(注) 平成23年度に付与された年次有給休暇を分母、取得日数を分子として計算しているため、前年度からの繰り越しがあった場合、100%を超過する場合があります。

第6表 中小企業における「職場意識改善助成金制度」の認知状況等

事業所数	知っている			知らない
	活用したことがある	活用したことはない	分からない	
1,752 100.0	13.2	5.6	85.3	8.7

第7表 中小企業における「職場意識改善助成金制度」を活用したことがない理由

事業所数	提出書類が多いなど申請手続の負担が大きい	日常業務に追われており手続を行える者がいない	どこに相談や問い合わせをしていいのかわからない	申請しても助成金を受給できるかどうか分からない	その他
173 100.0	23.1	15.0	4.0	15.0	42.8

第8表 メンタルヘルスキアの取組状況

	事業所数	取り組んでいる	取り組んでいない
【地域別】			
① 東京都特別区及び政令市	969 100.0	33.2	66.8
② 上記①以外	646 100.0	28.6	71.4
【企業規模別】			
① 従業員数29人以下	1014 100.0	19.9	80.1
② 従業員数30人～99人	530 100.0	33.8	66.2
③ 従業員数100人以上	256 100.0	66.8	33.2

第9表 事業所において取り組んでいるメンタルヘルスキュアの内容（複数回答）

事業所数	①メンタルヘルスキュアについて、安全衛生委員会等での調査審議	②メンタルヘルスキュアに関する計画の策定と実施	③メンタルヘルスキュアの実務を行う担当者の選任	④従業員への教育研修・情報提供	⑤管理監督者への教育研修・情報提供	⑥事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供	⑦職場環境等の評価及び改善	⑧社内のメンタルヘルスキュア専用窓口の設置	⑨社外のメンタルヘルスキュア専用窓口の設置	⑩従業員のストレス状況などについて調査票を用いて調査	⑪職場復帰における支援（職場復帰支援プログラムの策定を含む。）	⑫地域産業保健センターを活用したメンタルヘルスキュアの実施	⑬都道府県産業保健推進センターを活用したメンタルヘルスキュアの実施	⑭外部の医療機関を活用したメンタルヘルスキュアの実施	⑮外部機関（⑫、⑬、⑭を除く）を活用したメンタルヘルスキュアの実施	⑯その他
560 100.0	23.0	7.0	16.4	54.1	35.9	6.8	19.5	15.9	13.6	10.9	16.4	4.3	2.9	12.0	4.5	9.3

第10表 メンタルヘルスキュアに取り組んでいない理由（複数回答）

事業所数	取組内容や方法が分からないため	取組に費用が掛かるため	取組の必要性がない（必要性を感じていない）ため	取組のための専門スタッフがいないため	その他
1,266 100.0	38.9	10.2	47.9	35.6	11.8

第11表 メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した従業員の状況

	事業所数	いる			いない	
		1人	2人	3人以上		
【地域別】						
① 東京都特別区及び政令市	940 100.0	12.0	8.2	1.6	2.2	87.9
② 上記①以外	616 100.0	8.3	6.3	0.6	1.3	91.7
【企業規模別】						
① 従業員数29人以下	980 100.0	4.2	3.9	0.2	0.1	95.8
② 従業員数30人～99人	511 100.0	9.8	7.8	1.2	0.8	90.2
③ 従業員数100人以上	243 100.0	36.6	19.8	6.2	10.7	63.0

第12表 メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した後に職場復帰した従業員の状況

事業所数	0人	1人	2人	3人以上
184 100.0	44.6	43.5	5.4	6.5

第13表 メンタルヘルス不調により退職した従業員の状況

	事業所数	いる			いない	
		1人	2人	3人以上		
【地域別】						
① 東京都特別区及び政令市	914 100.0	5.3	3.7	1.0	0.5	94.6
② 上記①以外	612 100.0	4.9	3.1	1.6	0.2	94.9
【企業規模別】						
① 従業員数29人以下	960 100.0	3.1	2.5	0.6	0.0	96.9
② 従業員数30人～99人	503 100.0	4.2	3.0	1.0	0.2	95.6
③ 従業員数100人以上	237 100.0	16.5	9.7	4.2	2.5	83.1

第14表 メンタルヘルス対策支援センターにおける支援事業の認知状況等

	事業所数	知っている			知らない
			利用したことがある	利用したことがない	
【地域別】					
① 東京都特別区及び政令市	971 100.0	17.5	7.1	92.4	82.5
② 上記①以外	642 100.0	17.6	4.4	95.6	82.4
【企業規模別】					
① 従業員数29人以下	1,012 100.0	9.3	4.3	95.7	90.7
② 従業員数30人～99人	528 100.0	18.9	3.0	97.0	81.1
③ 従業員数100人以上	256 100.0	45.3	12.1	87.1	54.7

第15表 ポータルサイト「こころの耳」による情報提供の認知状況等

	事業所数	知っている			知らない
			利用したことがある	利用したことがない	
【地域別】					
① 東京都特別区及び政令市	965 100.0	9.0	8.0	92.0	91.0
② 上記①以外	638 100.0	9.6	8.2	91.8	90.4
【企業規模別】					
① 従業員数29人以下	1,008 100.0	4.1	2.4	97.6	95.9
② 従業員数30人～99人	527 100.0	8.7	4.3	95.7	91.3
③ 従業員数100人以上	251 100.0	28.3	12.7	87.3	71.7

第16表 地域産業保健センターにおける支援事業の認知状況

	事業所数	知っている	知らない
【地域別】			
① 東京都特別区及び政令市	944 100.0	14.7	85.3
② 上記①以外	624 100.0	18.9	81.1
【企業規模別】			
① 従業員数29人以下	987 100.0	8.9	91.1
② 従業員数30人～99人	508 100.0	16.7	83.3
③ 従業員数100人以上	249 100.0	42.2	57.8

第 17 表 短時間正社員制度の導入状況等

	事業所数	導入している	導入している		導入していない
			制度を利用した従業員がいる	制度を利用した従業員はいない	
【地域別】					
① 東京都特別区及び政令市	970 100.0	16.2	58.6	41.4	83.8
② 上記①以外	638 100.0	13.3	47.1	52.9	86.7
【企業規模別】					
① 従業員数 29 人以下	1,008 100.0	10.1	52.0	48.0	89.9
② 従業員数 30 人～99 人	529 100.0	17.4	55.4	44.6	82.6
③ 従業員数 100 人以上	254 100.0	30.3	49.4	50.6	69.7

第 18 表 短時間正社員制度利用以前の就業形態

短時間正社員制度を利用している従業員の合計	フルタイムの正規従業員	非正規従業員	定年延長したフルタイムの正規従業員	短時間正社員として新規採用	その他
529 100.0	79.4	5.3	3.6	6.8	4.9

第 19 表フルタイム正規従業員が短時間正社員制度を利用できる要件（複数回答）

事業所数	育児（3歳未満の子の養育）のため	育児（3歳以上の子の養育）のため	介護のため	自己啓発、地域活動のため	病気治療等のため	その他
267 100.0	76.8	32.2	66.7	4.1	27.7	15.0

第 20 表 「均衡待遇・正社員化推進奨励金(短時間正社員制度)」又は「短時間労働者均衡待遇推進等助成金(短時間正社員制度導入促進等助成金)」の認知状況等

	事業所数	知っている	知っている		知らない
			受給したことがある	受給したことがない	
【地域別】					
① 東京都特別区及び政令市	921 100.0	11.1	2.9	97.1	88.9
② 上記①以外	611 100.0	13.1	7.5	92.5	86.9
【企業規模別】					
① 従業員数 29 人以下	977 100.0	7.4	6.9	93.1	92.6
② 従業員数 30 人～99 人	504 100.0	13.7	5.8	94.2	86.3
③ 従業員数 100 人以上	228 100.0	24.1	3.6	96.4	75.9

第21表 短時間正社員制度の導入支援事業の認知状況等

	事業所数	短時間正社員制度導入支援ナビ				事業所数	短時間正社員制度導入マニュアル			
		知っている	利用したことがある	利用したことがない	知らない		知っている	利用したことがある	利用したことがない	知らない
【地域別】										
① 東京都特別区及び政令市	967 100.0	4.2	19.5	80.5	95.8	959 100.0	5.2	10.0	90.0	94.8
② 上記①以外	632 100.0	5.5	17.1	82.9	94.5	630 100.0	6.7	14.3	85.7	93.3
【企業規模別】										
① 従業員数29人以下	1,001 100.0	2.7	25.9	74.1	97.3	997 100.0	3.6	11.1	88.9	96.4
② 従業員数30人～99人	525 100.0	5.3	10.7	89.3	94.7	518 100.0	6.0	3.2	96.8	94.0
③ 従業員数100人以上	255 100.0	11.4	13.8	86.2	88.6	253 100.0	13.4	20.6	79.4	86.6

第22表 事業所における女性の出産後の継続就業率

	平成23年度に出産し、平成24年3月31日現在も勤務を継続している女性従業員数	妊娠・出産を理由に平成23年度に退職した女性従業員数	女性の出産後の継続就業率(注)
【地域別】			
① 東京都特別区及び政令市	631	76	89.3
② 上記①以外	230	68	77.2
【企業規模別】			
① 従業員数29人以下	106	52	67.1
② 従業員数30人～99人	194	42	82.2
③ 従業員数100人以上	621	64	90.7

(注)「女性の出産後の継続就業率」は、「平成23年度に出産し、平成24年3月31日現在も勤務を継続している女性従業員数」と「妊娠・出産を理由に平成23年度に退職した女性従業員数」の和を分母とし、「平成23年度に出産し、平成24年3月31日現在も勤務を継続している女性従業員数」を分子として計算した。

第23表 育児休業制度を取得できる期間等

	事業所数	制度を就業規則等に規定している	制度を利用できる期間					その他	制度を就業規則等に規定していない
			子どもが出生した日から「1歳未満」までの期間	子どもが出生した日から「1歳以上1歳6か月未満」までの期間	子どもが出生した日から「1歳6か月以上3歳未満」までの期間	子どもが出生した日から「3歳以上小学校就学前」までの期間	子どもが出生した日から「小学校就学後」までの期間		
【地域別】									
① 東京都特別区及び政令市	963 100.0	74.4	41.8	44.7	6.0	2.4	1.0	3.4	25.6
② 上記①以外	643 100.0	71.9	44.2	42.4	6.5	1.7	0.4	4.1	28.1
【企業規模別】									
① 従業員数29人以下	994 100.0	59.3	51.6	34.6	5.1	2.0	0.8	4.6	41.6
② 従業員数30人～99人	527 100.0	87.3	40.7	48.7	5.2	1.5	0.4	3.3	12.7
③ 従業員数100人以上	256 100.0	97.3	24.9	56.6	10.4	2.8	0.8	3.2	2.7

第 24 表 育児のための両立支援制度に関する都道府県労働局からの支援

	事業所数	支援を受けたことがある	支援を受けたことはない
【地域別】			
① 東京都特別区及び政令市	959 100.0	6.7	93.3
② 上記①以外	632 100.0	9.2	90.8
【企業規模別】			
① 従業員数 29 人以下	999 100.0	3.1	96.9
② 従業員数 30 人～99 人	523 100.0	7.8	92.2
③ 従業員数 100 人以上	253 100.0	23.7	76.3

第 25 表 一般事業主行動計画の策定状況

	事業所数	策定している	策定していない
【地域別】			
① 東京都特別区及び政令市	158 100.0	74.7	25.3
② 上記①以外	67 100.0	77.6	22.4
【企業規模別】			
○ 従業員数 101 人以上	238 100.0	75.2	24.8

第 26 表 一般事業主行動計画を策定していない理由（複数回答）

事業所数	策定に向けた作業に手が回らないため	策定に必要な知識・ノウハウがないため	策定が必要なことを知らなかったため	その他
56 100.0	35.7	25.0	41.1	16.1

第 27 表 一般事業主行動計画の従業員への周知状況等

事業所数	周知している	周知していない	周知していない理由		
			周知が必要なことは知っていたが、実施に至らなかったため	周知が必要なことを知らなかったため	その他
183 100.0	84.2	15.8	48.3	41.4	10.3

第 28 表 一般事業主行動計画の策定に関する都道府県労働局からの支援

	事業所数	支援を受けたことがある	支援を受けたことはない
【地域別】			
① 東京都特別区及び政令市	158 100.0	24.7	75.3
② 上記①以外	67 100.0	23.9	76.1
【企業規模別】			
○ 従業員数 101 人以上	237 100.0	25.3	74.7

第 29 表 子育て期の従業員の所定外労働の免除に関する規定の有無等

	事業所数	制度を就業規則等に規定している	制度を利用できる期間				制度を就業規則等に規定していない
			出生から「3歳未満」までの期間	出生から「3歳以上小学校就学前」までの期間	出生から「小学校就学後」までの期間	その他	
【地域別】							
① 東京都特別区及び政令市	158 100.0	88.6	53.6	20.0	11.4	13.6	11.4
② 上記①以外	66 100.0	81.8	48.1	33.3	11.1	7.4	18.2
【企業規模】							
○ 従業員数 101人以上	238 100.0	84.9	49.5	25.7	11.9	11.4	15.1

第 30 表 子育て期の従業員の短時間勤務制度に関する規定の有無等

	事業所数	制度を就業規則等に規定している	制度を利用できる期間				制度を就業規則等に規定していない
			出生から「3歳未満」までの期間	出生から「3歳以上小学校就学前」までの期間	出生から「小学校就学後」までの期間	その他	
【地域別】							
① 東京都特別区及び政令市	160 100.0	90.0	58.3	13.9	13.9	13.9	10.0
② 上記①以外	68 100.0	86.8	49.2	30.5	8.5	11.9	13.2
【企業規模】							
○ 従業員数 101人以上	241 100.0	87.6	54.5	19.9	12.8	12.8	12.4

第 31 表 子育て期の従業員の勤務時間短縮等の措置に関する規定の有無等

	事業所数	制度を就業規則等に規定している	制度を利用できる期間				制度を就業規則等に規定していない
			出生した日から「3歳未満」までの期間	出生した日から「3歳以上小学校就学前」までの期間	出生した日から「小学校就学後」までの期間	その他	
【地域別】							
① 東京都特別区及び政令市	778 100.0	47.6	52.4	20.0	8.4	18.1	52.4
② 上記①以外	551 100.0	49.9	62.2	14.5	10.5	12.0	50.1
【企業規模別】							
① 従業員数 29人以下	969 100.0	38.8	54.3	16.2	9.6	18.4	61.2
② 従業員数 30人～100人	513 100.0	65.3	61.5	17.0	8.4	12.8	34.7

第 32 表 就業規則等において規定がない理由

		事業所数	規定する必要があることを知らなかったため	規定する必要性がなかったため	その他
全企業の事業所	育児休業の取得	495 100.0	10.1	73.9	16.0
従業員 101人以上の企業の事業所	所定労働時間の免除	35 100.0	8.6	40.0	51.4
	所定労働時間の短縮措置(短時間勤務制度)	31 100.0	9.7	64.5	25.8
従業員 100人以下の企業の事業所	勤務時間短縮等の措置	765 100.0	18.0	66.5	15.4

○ 就業者アンケート調査統計表

第1表 1か月間に実際に仕事をした時間数

	全体	150 時間未満	150～170 時間未満	170～190 時間未満	190～210 時間未満	210～230 時間未満	230～250 時間未満	250 時間以上
全体	12,000 100.0	32.0	21.8	17.1	14.6	5.3	3.4	5.9
【地域別（勤務地）】								
① 東京都特別区及び政令市	4,081 100.0	32.0	21.2	17.0	14.9	5.9	3.5	5.6
② 上記①以外	7,919 100.0	32.0	22.1	17.2	14.5	5.0	3.3	6.1
【勤務地の規模】								
① 大企業又は官公庁	4,440 100.0	29.6	23.1	18.7	15.7	5.4	3.1	4.3
② 中小企業又は個人事業主	7,560 100.0	33.3	21.0	16.2	14.0	5.2	3.5	6.9
【性別】								
① 男性	6,840 100.0	18.9	20.8	19.2	19.5	7.6	4.9	9.0
② 女性	5,160 100.0	49.2	23.0	14.3	8.1	2.2	1.3	1.8
【就業形態】								
① 正規の従業員	7,930 100.0	15.6	23.7	21.5	19.4	7.1	4.6	8.1
② 非正規の従業員	4,070 100.0	63.8	17.9	8.6	5.4	1.7	0.9	1.6

第2表 所定外労働の実施頻度

全体	ほぼ毎日行った	時々行った	ほとんど行わなかった
12,000 100.0	27.2	33.1	39.7

第3表 所定外労働をほぼ毎日行った人及び時々行った人の所定外労働を行う理由別、1か月間の実労働時間数

	全体	150 時間未満	150～170 時間未満	170～190 時間未満	190～210 時間未満	210～230 時間未満	230～250 時間未満	250時間 以上
全体	7,232 100.0	19.0	14.2	22.0	22.1	8.3	5.3	9.1
業務量が多いため	3,224 100.0	17.3	10.6	19.6	24.4	10.1	6.4	11.6
業務の繁閑の差が激しいため	1,541 100.0	23.2	19.7	26.1	19.9	4.5	2.9	3.6
仕事の性質上、所定外でなければできない仕事があるため	1,803 100.0	17.4	16.2	22.5	21.0	7.6	5.4	9.9
早く帰りにくい（職場の雰囲気）	273 100.0	19.4	10.6	24.9	20.1	9.5	6.2	9.2
残業をすることが仕事の評価につながるため	43 100.0	25.6	9.3	14.0	27.9	7.0	2.3	14.0
残業手当を増やしたいため	244 100.0	22.5	16.4	25.8	16.4	11.1	3.7	4.1
仕事を楽しいため	104 100.0	27.9	16.3	15.4	20.2	6.7	5.8	7.7

第4表 年次有給休暇取得率

	全体	20%未満	20～40%未満	40～60%未満	60～80%未満	80～100%未満	100%以上
全体	12,000 100.0	41.7	9.8	10.9	8.8	6.2	22.6
【地域別（勤務地）】							
① 東京都特別区及び政令市	4,081 100.0	40.9	9.7	11.4	9.6	6.3	22.1
② 上記①以外	7,919 100.0	42.1	9.9	10.6	8.4	6.1	22.9
【勤務地の規模】							
① 大企業又は官公庁	4,440 100.0	24.8	12.1	14.3	12.8	8.6	27.5
② 中小企業又は個人事業主	7,560 100.0	51.6	8.5	8.8	6.5	4.7	19.8
【性別】							
① 男性	6,840 100.0	39.8	11.8	12.1	9.2	5.7	21.4
② 女性	5,160 100.0	44.3	7.2	9.1	8.4	6.7	24.3
【就業形態】							
① 正規の従業員	7,930 100.0	34.5	12.3	13.5	10.4	6.4	23.0
② 非正規の従業員	4,070 100.0	55.6	5.0	5.7	5.8	5.8	22.0

第5表 年次有給休暇取得状況に関する意識

全体	希望どおりに取得している	希望どおり取得できていない
12,000 100.0	55.5	44.5

第6表 年次有給休暇の取得率別、希望どおりに取得できない理由

	全体	業務量が多く休めないため	周囲の人に迷惑がかかるため	他の人では、自分の仕事分からないため	病気等のために残しておきたいため	取得しにくい（職場の雰囲気など）	上司からの評価が心配であるため
全体	5,340 100.0	23.1	19.4	12.7	6.5	36.8	1.5
20%未満	3,299 100.0	19.8	17.5	11.9	6.9	42.3	1.6
20～40%未満	552 100.0	32.8	19.7	16.1	3.8	26.3	1.3
40～60%未満	443 100.0	28.0	28.4	14.9	2.7	24.4	1.6
60～80%未満	223 100.0	25.6	22.9	13.0	5.4	31.8	1.3
80～100%未満	116 100.0	23.3	17.2	17.2	12.1	29.3	0.9
100%以上	707 100.0	27.4	21.8	11.5	8.2	29.8	1.3

第7表 平成24年3月に実際に仕事をした時間数別、労働時間に対するストレス

	全体	非常に感じている	やや感じている	あまり感じていない	まったく感じていない
全体	12,000 100.0	14.7	30.0	41.2	14.1
150時間未満	3,835 100.0	10.1	25.3	43.2	21.4
150～170時間未満	2,612 100.0	7.2	23.6	50.1	19.1
170～190時間未満	2,055 100.0	12.0	33.3	46.1	8.6
190～210時間未満	1,754 100.0	19.4	38.8	35.6	6.2
210～230時間未満	632 100.0	28.3	39.9	27.8	4.0
230～250時間未満	403 100.0	33.0	37.7	24.3	5.0
250時間以上	709 100.0	41.2	33.7	18.8	6.3

第8表 勤務先の短時間正社員制度の導入状況

	全体	導入している	導入していない	分からない
全体	12,000 100.0	12.3	62.6	25.1
【地域別（勤務地）】				
① 東京都特別区及び政令市	4,081 100.0	13.8	61.9	24.3
② 上記①以外	7,919 100.0	11.5	63.0	25.5
【勤務地の規模】				
① 大企業又は官公庁	4,440 100.0	21.9	50.5	27.7
② 中小企業又は個人事業主	7,560 100.0	6.6	69.8	23.6
【性別】				
① 男性	6,840 100.0	11.7	67.2	21.1
② 女性	5,160 100.0	13.1	56.6	30.3

第9表 短時間正社員制度の利用状況等

	全体	利用している	利用していない	制度を利用しない理由			
				利用する必要性がないため	利用する必要性はあるが、勤務先が定める制度利用の要件に該当しないため	利用する必要性があり、勤務先が定める制度利用の要件にも該当しているが、仕事の進め方や処遇面などに不安があるため	その他
全体	1,473 100.0	12.3	87.7	80.7	7.7	5.0	6.6
【地域別（勤務地）】							
① 東京都特別区及び政令市	564 100.0	13.5	86.5	81.6	6.4	5.5	6.6
② 上記①以外	909 100.0	11.6	88.4	80.2	8.6	4.6	6.6
【勤務地の規模】							
① 大企業又は官公庁	972 100.0	9.2	90.8	83.0	6.7	3.9	6.5
② 中小企業又は個人事業主	501 100.0	18.4	81.6	75.8	10.0	7.3	6.8
【性別】							
① 男性	799 100.0	9.1	90.9	84.6	5.9	5.1	4.4
② 女性	674 100.0	16.0	84.0	75.8	10.1	4.8	9.4

第10表 短時間正社員になった経緯

全体	フルタイムの正規従業員から短時間正社員になった	非正規従業員から短時間正社員になった	フルタイムの正規従業員から定年延長して短時間正社員になった	短時間正社員として採用された	その他
181 100.0	40.9	4.4	5.0	29.8	19.9

第11表 短時間正社員制度を利用している理由（複数回答）

全体	育児（3歳未満の子の養育）のため	育児（3歳以上の子の養育）のため	介護のため	自己啓発、地域活動のため	病気治療等のため	勤務先の事情（勤務先から勧められた、短時間正社員としてのみ採用枠があった等）	その他
181 100.0	22.1	15.5	3.3	7.7	6.1	23.8	30.4

第12表 勤務先が短時間正社員制度を導入していない場合の利用希望等（複数回答）

全体	利用したい	制度を利用したい理由					利用する必要性がない	
		育児（3歳未満の子の養育）のため	育児（3歳以上の子の養育）のため	介護のため	自己啓発、地域活動のため	病気治療等のため		その他
10,527 100.0	30.0	8.1	15.2	8.3	33.0	12.4	45.3	70.0

第13表 短時間正社員制度導入支援ナビの利用状況等

全体	知っている	閲覧したことがある					閲覧したことはない	知らない
		とても役に立った	役に立った	あまり役に立たなかった	全く役に立たなかった	その他		
12,000 100.0	4.1	20.8	20.4	48.5	23.3	7.8	79.2	95.9

第14表 自己啓発の実施状況等

	全体	現在、行っている	現在、行っていない	今後行いたい	今後も、行いたくない
【地域別（勤務地）】					
① 東京都特別区及び政令市	4,081 100.0	23.6	76.4	49.6	50.4
② 上記①以外	7,919 100.0	24.1	75.9	48.2	51.8
【勤務地の規模】					
① 大企業又は官公庁	4,440 100.0	28.6	71.4	53.7	46.3
② 中小企業又は個人事業主	7,560 100.0	21.2	78.8	46.1	53.9
【性別】					
① 男性	6,840 100.0	26.6	73.4	46.0	54.0
② 女性	5,160 100.0	20.5	79.5	52.1	47.9
【就業形態】					
① 正規の従業員	7,930 100.0	26.6	73.4	49.0	51.0
② 非正規の従業員	4,070 100.0	18.7	81.3	48.2	51.8
【職場の受講料補助制度】					
① ある	2,382 100.0	41.7	58.3	56.9	43.1
利用している	750 100.0	66.3	33.7	63.6	36.4
利用していない	1,632 100.0	30.4	69.6	55.4	44.6
② ない	6,174 100.0	23.0	77.0	51.2	48.8
③ わからない	3,444 100.0	13.3	86.7	40.9	59.1
【職場の自己啓発休暇制度】					
① ある	605 100.0	55.7	44.3	55.2	44.8
利用している	146 100.0	78.1	21.9	62.5	37.5
利用していない	459 100.0	48.6	51.4	54.2	45.8
② ない	8,090 100.0	24.6	75.4	52.0	48.0
③ わからない	3,305 100.0	16.5	83.5	40.7	59.3
【キャリアコンサルティングの利用有無】					
① ある	585 100.0	48.0	52.0	63.5	36.5
② ない	10,379 100.0	23.6	76.4	49.8	50.2
③ わからない	1,036 100.0	14.0	86.0	34.2	65.8
【教育訓練給付金の受給】					
① ある	1,343 100.0	35.6	64.4	62.7	37.3
② ない	10,657 100.0	22.5	77.5	47.3	52.7

第15表 制度の利用状況別、自己啓発を実施しない理由（複数回答）

	全体	仕事が忙しく時間的余裕がないため	家事・育児が忙しく時間的余裕がないため	費用が掛かるため	自分の目指すキャリアに見合った自己啓発の方法が分からないため	適当な教育訓練機関が見つからないため	勤務先からの支援（授業料の補助、休暇制度等）がないため	その他
【職場の受講料補助制度】								
① ある	1,389 100.0	45.9	14.8	36.2	20.9	13.0	6.6	20.0
② ない	4,752 100.0	38.9	16.0	45.9	19.5	15.0	25.8	16.1
③ わからない	2,986 100.0	32.0	16.5	38.5	19.4	12.7	16.0	24.6
【職場の自己啓発休暇制度】								
① ある	268 100.0	37.7	13.8	31.3	19.0	15.7	5.6	23.5
② ない	6,100 100.0	40.7	15.9	44.7	20.0	14.7	23.2	16.2
③ わからない	2,759 100.0	31.2	16.5	37.0	19.2	12.0	13.2	26.4
【キャリアコンサルティングの利用有無】								
① ある	304 100.0	32.9	9.9	40.8	17.8	18.4	21.7	23.4
② ない	7,932 100.0	38.6	16.5	42.8	20.3	14.2	20.4	18.4
③ わからない	891 100.0	31.3	13.9	35.0	14.9	9.7	12.9	27.5
【教育訓練給付金の受給】								
① ある	865 100.0	38.2	15.1	46.6	21.8	16.3	21.8	17.3
② ない	8,262 100.0	37.7	16.1	41.5	19.5	13.7	19.5	19.7

第16表 就業しているフリーター、フリーター以外の非正規の者別、非正規の従業員である理由

	全体	正規の従業員を希望したが、採用されなかったため	希望する条件（業種・職種・待遇等）で正規の従業員の求人がなかったため	技術や資格等を習得するまでの一時的な就業であるため	色々な仕事を経験し、自分に合う仕事を見つめるため	やりたいことのための自由な時間を確保するため	正規従業員の方が責任が大きいと思うため	仕事と家庭を両立させるため	その他
就業しているフリーター（15～34歳の男性で雇用形態が非正規（パート・アルバイト）及び15～34歳の未婚女性で雇用形態が非正規（パート・アルバイト）の者）	2,549 100.0	8.5	16.4	1.5	1.6	12.1	2.6	43.7	13.6
フリーター以外の非正規の者全体	1,521 100.0	22.8	29.2	1.4	2.8	9.5	3.0	9.3	22.2
15～34歳	190 100.0	27.9	30.5	2.6	5.8	11.1	3.7	5.8	12.6
35～44歳	565 100.0	25.5	28.7	2.1	3.4	10.1	3.7	12.6	14.0
45～59歳	524 100.0	25.4	35.7	0.8	1.5	8.4	3.1	8.6	16.6
60歳以上	242 100.0	7.0	15.3	0.0	1.7	9.1	0.4	5.8	60.7

第17表 過去5年間に離職、転職、就職した人の公共職業安定所（ハローワーク）の利用の有無及び以前の就業形態別現在の就業形態

ハローワークの利用	以前の就業形態	全体	正規の従業員	非正規の従業員（パート・アルバイト）	非正規の従業員（派遣社員、契約社員、嘱託、その他）
利用した	正規の従業員	965 100.0	63.2	16.9	19.9
	非正規の従業員（パート・アルバイト）	380 100.0	22.1	63.7	14.2
	非正規の従業員（派遣社員、契約社員、嘱託、その他）	371 100.0	32.9	22.9	44.2
	自営業主、家族従業者、内職	56 100.0	46.4	39.3	14.3
	学生	1 100.0	100.0	0.0	0.0
	就業していない	30 100.0	33.3	46.7	20.0
利用していない	正規の従業員	1,158 100.0	68.6	15.4	16.1
	非正規の従業員（パート・アルバイト）	673 100.0	14.0	74.9	11.1
	非正規の従業員（派遣社員、契約社員、嘱託、その他）	539 100.0	24.1	26.5	49.4
	自営業主、家族従業者、内職	110 100.0	40.9	33.6	25.5
	学生	43 100.0	93.0	0.0	7.0
	就業していない	93 100.0	21.5	64.5	14.0

第18表 就業形態別、現在の仕事に就職するに当たって公共職業安定所（ハローワーク）で利用したサービス（複数回答）

	全体	求人の紹介	就職に関する相談 (求人の紹介以外)	就職等に関するセミナー等の受講	国や地方公共団体等が行う職業訓練の受講の紹介・斡旋	失業給付金等の受給	その他
全体	4,419 100.0	61.9	21.2	9.9	8.4	44.3	23.2
正規の従業員	1,976 100.0	60.3	21.0	9.4	6.5	42.4	25.5
非正規の従業員（パート・アルバイト）	1,448 100.0	62.8	19.9	8.6	8.4	41.9	22.6
非正規の従業員（派遣社員、契約社員、嘱託、その他）	995 100.0	63.9	23.4	12.8	12.5	51.7	19.3

第19表 6歳未満の子どもを持つ男性の家事、介護・看護、育児及び買い物の時間（1日当たり）

	全体	0分～30分未満	30～60分未満	1時間～1時間30分未満	1時間30分～2時間未満	2時間～2時間30分未満	2時間30分～3時間未満	3時間以上
全体	1,094 100.0	14.7	11.2	22.7	8.1	15.7	4.2	23.4
【就業形態別】								
① 正規の従業員	897 100.0	14.6	11.5	23.1	9.0	16.4	4.3	21.1
② 非正規の従業員	197 100.0	15.2	9.6	20.8	4.1	12.7	3.6	34.0
【勤務先の規模】								
① 大企業又は官公庁	405 100.0	16.3	13.1	23.7	6.4	16.8	4.4	19.3
② 中小企業又は個人事業主	689 100.0	13.8	10.0	22.1	9.1	15.1	4.1	25.8
【末子の年齢】								
0～3歳	736 100.0	13.7	11.4	20.1	7.9	17.4	4.6	24.9
4～5歳	358 100.0	16.8	10.6	27.9	8.7	12.3	3.4	20.4
【6歳以上の子どもの有無】								
有	383 100.0	18.3	10.4	23.2	7.6	13.8	3.4	23.2
無	711 100.0	12.8	11.5	22.4	8.4	16.7	4.6	23.5
【妻と子以外の同居人】								
① 自分又は妻の親と同居	146 100.0	15.1	13.7	24.7	8.9	13.7	2.7	21.2
② 自分又は妻の親以外と同居	66 100.0	24.2	12.1	16.7	3.0	12.1	0.0	31.8
③ 妻と子以外の同居人はいない	882 100.0	13.9	10.7	22.8	8.4	16.3	4.8	23.1

第20表 6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事に関する意識

	全体	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだと思う	1,094 100.0	10.5	38.3	35.4	15.8
家事や育児よりも自分の趣味や娯楽を優先したい	1,094 100.0	3.6	25.6	50.6	20.2
家事や育児よりも仕事を優先したい	1,094 100.0	3.0	24.8	48.0	24.2

第 21 表 6 歳未満の子どもを持つ男性の職場の雰囲気等

	全体	当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	当てはまらない
今の職場は、年次有給休暇を取りやすい 雰囲気がある	1,094 100.0	15.1	34.1	26.5	24.3
今の職場は、プライベートより仕事を優先させるのが当然という雰囲気がある	1,094 100.0	14.8	35.8	39.5	9.9
今の職場は、自分が子育て中であること について理解がある	1,094 100.0	10.1	40.9	32.0	17.1
今の職場では、自分が仕事を休んだ場合 でも他の人が対応できる	1,094 100.0	11.2	36.7	31.4	20.7
自分では解決できない理由によって、残業 しなくてはならないことがある	1,094 100.0	19.9	39.9	28.2	12.0
育児休業や子の看護休暇を取得したり、 育児を理由に有給休暇を取得すると、自 分の仕事への評価が下がるおそれがある	1,094 100.0	13.1	26.7	38.1	22.1

第 22 表 「イクメン」のことばと意味の認知度

全体	ことばも意味も知っている	ことばは知っているが、意味は知らない	ことばは知らない
1,094 100.0	55.4	33.1	11.5

第 23 表 「イクメン」というあり方に対する意識

全体	とても共感する	共感する	あまり共感しない	全く共感しない
606 100.0	17.5	53.5	22.6	6.4

第 24 表 「イクメン」という言葉を知ったことによる育児・家事関連時間の変化

全体	増えた	減った	変わらない
430 100.0	11.6	0.9	87.4